

各支部活動報告

1. 前橋(岡 努)

前橋支部の主な受注先は、前橋土木事務所である。平成31年度の受託件数は、前年度並みの件数であり、社会資本総合整備用地事業に関する所有権移転登記が主な案件であった。事件数は少ないが、各会員への配分については公平になるよう配慮して行った。

今年度も前橋土木事務所等受注先と良好な関係を維持しながら、受託の増加に努めたい。

2. 伊勢崎・佐波(細谷康夫)

伊勢崎・佐波支部では、今年度も同支部の司法書士と土地家屋調査士の公共嘱託社員で構成される伊勢崎佐波公共嘱託登記受託団として活動している。

受託事件の大部分は、伊勢崎土木事務所からのものであり、これらの事件は、同事務所の職員が構成員名簿に基づき順次依頼している。

その他直接に受託団あての依頼がある場合には、司法書士分については、当職から各団員に順次依頼することになっているが、昨年度に続き今年度も依頼はなかったが、受注先の県伊勢崎土木事務所と良好な関係を維持し公嘱事件に繋がるよう努力したい。

3. 桐生(川井孝之)

桐生支部の主な受注先は桐生土木事務所である。今年度は前年度同様、道路用地のほか河川・砂防用地買収事業などに関して所有権移転登記を行った。

社員への分配は桐生土木事務所が社員名簿登載順に適宜行っている。

桐生土木事務所等と引き続き良好な関係を保ち、今後も安定した受注を目指したい。

4. 太田(佐藤真人)

平成30年2月1日から平成31年1月末日までの総受託件数151件に対して、平成31年2月1日から令和2年1月末日までの総受託件数は167件であった。なお、すべて太田市役所建築指導課からの依頼である。

5. 高 崎（脇野孝一）

前年同様、高崎土木事務所からの受注が主であった。

案件自体は昨年から微増しているものの、社員への直接の依頼は殆ど無く、名簿を一回りするのに2、3年かかる。

現状は、土木事務所担当職員から土地家屋調査士に対して案件を振り分け、土地家屋調査士から懇意にしている司法書士へ依頼している。

受託件数を増加させるためには、土木事務所への事務処理方法の変更依頼や、場合によっては土地家屋調査士会の協力も必要であると考えます。

6. 藤岡・多野（石原広秋）

公共嘱託登記は、継続的な受注先としては藤岡土木事務所が主であり、受託件数は前年度が大幅に増加したためか、本年度は前年度と比較して7割強の大幅な減少となった。

社員への配分は、藤岡土木事務所に受託者名簿を提出し、土木事務所の担当者に公平な配分となるように依頼している。

7. 富岡・甘楽（清水博文）

公共嘱託登記は今年度も主に富岡土木事務所からの受注でした。受注件数としては、前年度よりやや増加した。

富岡土木事務所からは、令和2年1月末日現在で、富岡市においては道路事業が114件、河川事業が11件、砂防事業16件で小計141件。下仁田町においては道路事業が28件、河川事業が5件、砂防事業が38件で小計71件。南牧村においては道路事業が15件、砂防事業が3件、急傾斜事業が9件で小計27件、甘楽町においては道路事業が10件。総合計249件の受注を受けた。

これまでと同様、受注先と良好な関係を維持し、受託につながるよう努力したい。

8. 安 中（松岡将之）

前年同様、安中土木事務所からの受託が主である。

令和元年度受託件数は、51件で、会員への配分は、土木事務所の職員が名簿に基づき順次委託している。この内訳は、西毛広域幹線道の関係と、その他一般の道路整備事業であった。

西毛広域幹線道の事業については、今後、受託件数が増加する見込みである。

9. 利根・沼田（藤井禎之）

公共嘱託登記は今年度も主に沼田土木事務所からの受注でした。

今年度は沼田土木事務所から所有権移転登記等を合計129件の受注を受けており、前年度同様の件数でした。

主な案件は、社会資本総合整備事業、道路改築事業及び砂防事業であった。

これまでと同様に、沼田土木事務所等受注先と良好な関係を維持できるように努めたい。

10. 吾妻（高山 東）

吾妻支部は、平成31年4月19日支部定時総会を開催した。

毎年、中之条土木事務所と上信自動車道建設事務所からの依頼が主であり、同事務所の職員が各会員に直接依頼する方法をとっているが、できるだけ各会員に公平に依頼するようお願いしている。

なお、受託件数を完全に把握できていないが、前年度より減少しているようである。

11. 渋川・北群馬（吉原亜矢）

今年度も主な受託先は渋川土木事務所であった。

受託件数は、昨年並みであった。

主な事業は、社会資本総合整備事業、吉岡川単独砂防施設事業及び水沢足門線単独道路改築事業であった。また、近年なかった中部農業事務所からの受託があった。

受託方法は、委託先からまたは分筆等を行った土地家屋調査士から役員へ受託依頼がなされ、役員が名簿の順序どおりに各社員に配分を行う方式をとっている。来年度も同様に受託及び配分を行っていく。

12. 館林・邑楽（松本貴之）

平成31年度は支部をとおしての受託は、ありませんでした。前年度は県庁から数件あったようです。館林土木事務所からは協会の各会員への直接の依頼をすることが慣行となっているようです。今年度の受託件数は正確には把握していませんがおおむね昨年度とかわらないようです。市役所等についてはそもそも外注がほとんどないと思われます。

館林市役所、板倉町役場、明和町役場では職員が申請をしていると思われます。